

### 令和5年度保険料率のお知らせ

去る令和5年2月21日に開催されました第145回組合会にて、令和5年度の保険料率について承認されました。令和5年度の健康保険料率及び介護保険料率につきましては改定を行わず、据え置くものとして承認されましたのでお知らせいたします。

#### ■健康保険料率（調整保険料率含む）

令和5年3月分保険料（4月末納期）から適用する。

##### 負担割合

	健康保険料率
被保険者	38/1,000
事業主	47/1,000
計	85/1,000

内訳は次の通りです。

- ・一般保険料率 83.700/1000（基本保険料率 42.308/1000、特定保険料率 41.392/1000）
- ・調整保険料率 1.300/1000

#### ■介護保険料率

令和5年3月分保険料（4月末納期）から適用する。

##### 負担割合

	介護保険料率
被保険者	10/1,000
事業主	10/1,000
計	20/1,000

#### ■任意継続被保険者の標準報酬月額上限のお知らせ

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限に変更はありません。任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年9月末日における東宝健康保険組合の平均標準報酬月額で決められます。令和4年9月末日における平均標準報酬月額は362,713円ですので、令和5年4月から適用される任意継続費保険者の標準報酬月額の上限は25等級：360千円となります。

以上